

別 添

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）

別添「自動車検査業務等実施要領」の一部を改正する通達 新旧対照表

改 正 案		現 行								
<p>1-3（用語の定義） この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）</u>に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>3-4-19</p>		<p>1-3（用語の定義） この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）<u>及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）</u>に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>3-4-19</p>								
<table border="1"> <tr> <td>5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車</td> <td>積載物品名 最大積載容積 比重</td> <td>品名 流動化処理土 容積 5.78m³ 比重 1.65</td> <td></td> </tr> </table>	5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³ 比重 1.65							
5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³ 比重 1.65								
<table border="1"> <tr> <td>6. 被けん引自動車（規則第35条の3第1項第15号に規定するものに限る。）</td> <td>けん引自動車の車名及び型式</td> <td>けん引車 日野P-AA</td> <td></td> </tr> </table>	6. 被けん引自動車（規則第35条の3第1項第15号に規定するものに限る。）	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野P-AA			<table border="1"> <tr> <td>6. 被けん引自動車</td> <td>けん引自動車の車名及び型式</td> <td>けん引車 日野P-AA</td> <td></td> </tr> </table>	6. 被けん引自動車	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野P-AA	
6. 被けん引自動車（規則第35条の3第1項第15号に規定するものに限る。）	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野P-AA								
6. 被けん引自動車	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野P-AA								

<p>7-1. <u>けん引自動車</u> であつて、次の各号 に掲げるもの（規則 第35条の3第2項 の規定により記載 するものに限る。）</p>		
<p>(1) <u>被けん引自動 車の型式が「不 明」のもの</u></p>	<p><u>被けん引自動車の型 式にシリアル番号の 一連番号を除く部分 を付記</u></p>	<p><u>被けん引車 パースター 不明 (ABDE1234)</u></p>
<p>(2) <u>被けん引自動 車の型式が「組 立」及び「試作」 のもの</u></p>	<p><u>被けん引自動車の型 式に車台番号を付記</u></p>	<p><u>被けん引車 組立 (東41567東)</u></p>
<p>(3) <u>(1)及び(2)以外 のもの</u></p>	<p><u>被けん引自動車の車 名及び型式</u></p>	<p><u>被けん引車 フルハーフ ABCD</u></p>

3-4-20 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次のとおり記載する
(略)

(1) 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき保安基準第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第15条第2項への適合性の判定を行っていない自動車
(略)

(2) 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき保安基準第1条の3

3-4-20 規則第35条の3第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次のとおり記載する
(略)

(1) 規則第35条の3第24号の規定に基づき保安基準第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第15条第2項への適合性の判定を行っていない自動車
(略)

ただし書の規定により破壊試験による第18条第2項への適合性の判定を行っていない自動車
(略)

(3) 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき保安基準第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第3項への適合性の判定を行っていない自動車
(略)

3-4-20の2 規則第35条の3第3項の規定に基づき自動車検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第35条の3第1項第15号口に規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記載するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量を次の例により記載する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m ：牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M ：牽引自動車の車両総重量(kg)

W_d ：牽引自動車の駆動軸重(kg)

KW ：牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW)

V ：牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h)

S_V ：牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離(m)

a ：牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s^2)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS ：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力(N)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(2) 規則第35条の3第24号の規定に基づき保安基準第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第2項への適合性の判定を行っていない自動車
(略)

(3) 規則第35条の3第24号の規定に基づき保安基準第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第3項への適合性の判定を行っていない自動車
(略)

(例)

備考

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ1,000kg及び500kgとする。

(1) 主ブレーキを備えたけん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次の各号で算出された重量以下の申請された値(10kg未満は切り捨て。)とする。

$$\textcircled{1} \quad 0.85FS - M = m$$

$$\textcircled{2} \quad 7.36 \left(\frac{V^2}{147(S_v - 0.1V)} - 1 \right) M = m$$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$7.36 \left(\frac{a}{5.67} - 1 \right) M = m$$

$$\textcircled{3} \quad 164.51 \times KW - 1900 - M = m$$

$$\textcircled{4} \quad 4 \times Wd - M = m$$

$$\textcircled{5} \quad 1,990 = m$$

(2) 主ブレーキを省略したけん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次の各号で算出された重量以下の申請された値(10kg未満は切り捨て。)とする。

$$\textcircled{1} \quad 0.85FS - M = m$$

$$\textcircled{2} \quad \left(\frac{V^2}{147(S_v - 0.1V)} - 1 \right) M = m$$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$\left(\frac{a}{5.67} - 1\right)M = m$$

③ $M/2 = m$

④ $164.51 \times KW - 1900 - M = m$

⑤ $4 \times Wd - M = m$

⑥ $750 = m$

4-21の2-4 (略)

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて適用関係告示第28条第2項に規定する自動車 (型式指定車を含む)

4-21の2-4 (略)

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示 (平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。) 第28条第2項に規定する自動車 (型式指定車を含む)